

新潟市多重債務者対策庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1 多重債務問題の解決のため、庁内関係部署等が緊密な連絡を図ることを目的として新潟市多重債務者対策庁内連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 会議は、次の事項を協議する。

- (1) 多重債務に関する相談や啓発に関すること
- (2) 多重債務者の救済に関すること
- (3) その他、目的達成に必要な事項に関すること

(組織)

第3 会議は、別表に掲げる所属の者を委員として構成する。

2 会議に、議長を置く。

3 議長は、市民生活部市民生活課長とする。

(会議)

第4 会議は、議長が招集する。

2 会議は、議題により、構成員の一部を招集し、開催することができる。

3 議長が必要と認めるときは、別表に掲げる所属の他に、所掌事務の遂行に係る団体・機関に会議への出席を求めることができる。

(情報等の取り扱い)

第5 会議における情報、資料等の取り扱いについては、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

(事務局)

第6 会議の事務局は、市民生活部市民生活課消費生活センターに置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項があるときは会議において定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成24年7月17日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表

新潟市多重債務者対策庁内連絡会議構成員

NO	所 属	備 考
１	市民生活課	消費生活センター
２	男女共同参画課	家庭問題・ＤＶ等
３	広聴相談課	市民相談
４	福祉総務課	福祉全般・生活保護
５	こども家庭課	ひとり親家庭等自立支援
６	幼保運営課	保育料
７	障がい福祉課	障がい者福祉
８	介護保険課	介護保険料
９	保険年金課	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料
１０	こころの健康センター	こころの健康
１１	保健所 健康増進課	健康相談・指導
１２	住環境政策課	市営住宅使用料
１３	経営企画課	下水道使用料、下水道事業受益者負担金・分担金
１４	納税課	市税全般
１５	学務課	授業料・就学援助
１６	保健給食課	給食費
１７	水道局 営業課	水道料
１８	市民病院 医事課	医療費
１９	新潟市社会福祉協議会 福祉相談支援課	生活福祉資金